

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 安八町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	118.7%
全職員	75.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	92.6%
本庁課長補佐相当職	108.4%
本庁係長相当職	104.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	84.1%
26～30年	89.9%
21～25年	87.6%
16～20年	89.8%
11～15年	78.9%
6～10年	86.8%
1～5年	85.6%

【説明欄】

- ・扶養手当については、世帯主の男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性職員の割合は約80%となっており、「任期の定めのない常勤職員」の給与水準に一定の影響を及ぼしている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の給与の差異は118.7%となっているが、これは個別の勤務形態による影響が大きい。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分においては、該当職員がいないため「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。